

## 医療費・医療手当請求書

① 個人番号							
② ふりがな 氏名	くじ たろう 久慈 太郎			③ 生年月日	昭和元年 1月 1日		
④ 現住所	久慈市川崎町1番1号			⑤ 世帯主 氏名	久慈 太郎	続柄	本人
⑧ 受けた 予防接種	⑥ 種類	新型コロナウイルスワクチン、臨時			⑦ 実施 年月日	接種日を記載 年 月 日	
	⑧ 実施者	久慈市長			⑨ 実施場所	接種した医療機関等を記載	
	⑩ 居住地	※ 接種時の住所を記載					
⑪ 医療保険等の 種類	健保	国保	その他 ( )	⑫ 被保険者本人 (組合員本人) 被扶養者の別	本人	被扶養者	
⑬ 医療を受けた 医療機関の 名称及び所在地	医療を受けた医療機関の名称。(●●病院等) 複数ある場合は全て記載 上記医療機関の住所を記載						
⑭ 医療を受けた 日数		3年7月分	年月分	年月分	年月分	年月分	年月分
	入院 診療実日数	5日	日	日	日	日	日
	入院 日数	2日	日	日	日	日	日
⑮ 看護移送等につ いてはその内容	看護、移送を行ったときは、その状況及び医療保険で当該給付を受けたかどうかを記載						
⑯ 患者負担額	予 防 接 種 医 療 費						
	特殊医療費分と医療保険等自己負担分(下記内訳)の合計を記載 円						
	内 訳						
	特殊医 療費分	【別紙】の特殊医療(医療保 険適用外)の費用を請求する 場合に記載 円	医療保 険等 自己 負担額分	医療費の自己負担額を記載 (差額ベッド代、文書代等 は含めない) 円			
⑰ 医療手当請求額	次のうち当てはまるものを記載(令和3年4月現在) 「通院3日未満(月額)35,000円」、「通院3日以上(月額)37,000円」、「入院8日未満(月額)35,000円」、「入院 8日以上(月額)37,000円」、「同一月入通院(月額)37,000円」						円
上記のとおり、予防接種を受けたことによる疾病について、医療費・医療手当の支給を受けたく、 必要書類を添えて請求します。 令和 年 月 日 ↑ 請求書を提出する日付を記載 請求者氏名 久慈 太郎 市 町 村 長 殿							
⑱ 同意欄	私は、個人番号を通じて自身の税情報を提供することに同意します。 本人署名 _____ 印 (※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び医療を受けた者との続柄を記載)						

## 特殊医療(免疫学的諸検査)一覧

種類	具体的な内容	上限額
リンパ球(T 細胞及び B 細胞)サブpopulation測定	免疫担当細胞である T 細胞及び B 細胞を分離同定するための検査であって、E ロゼットの検査、表面免疫グロブリンの検査及び EAC ロゼットの検査が含まれる。	10,000 円
リンパ球機能検査	細胞性免疫に関与するリンパ球の刺激物質に対する反応性を測定するための検査である。	
リンパ球培養試験	リンパ球の幼若化を起こす物質を添加して培養を行い、リンパ球の機能障害を調べるものであって PHA(Phytohemagglutinin)、PWM(Poke weed mitogen)及び LPS(Lipopo lysaccharide)に対する反応が含まれる。	10,000 円
マクロファージ遊走阻止試験	感作されたリンパ球が抗原物質の存在下で産生するマクロファージ遊走阻止因子の測定によって細胞性免疫を検査するものである。	10,000 円
免疫学的唾液検査	唾液について免疫に関与する因子(特に分泌型 IgA)の検査を行うものであり蛋白分画測定、免疫電気泳動検査及び免疫グロブリン測定が含まれる。	10,000 円
免疫学的血清検査	体液性免疫に関与する抗体及び補体を産生する細胞の検査である。	
抗 A、抗 B その他の既存抗体の抗体価測定及び活動免疫能試験	既存抗体の検出及び抗原刺激による抗体価の測定によって抗体産生能の障害を調べるものであり、既存抗体として同種血球凝集素価(抗 A 及び抗 B 抗体)の測定及びフラゼリンポリマー等の負荷による活動免疫能の検査が含まれる。	15,000 円
補体成分測定	免疫反応を強化する各種補体成分 C1～C9 の定量が含まれる。	25,000 円
免疫学的白血球検査	生体の免疫機構において抗原情報の取込みに関与する白血球の機能を調べる検査であって白血球の抗原への遊走能(Chemotaxis Random mobility)貪食能(Phagocytosis)、細胞内殺菌能及び NBT 還元検査が含まれる。	15,000 円

- ・予防接種法施行令第十条第一項の医療に要した費用の額の算定方法(昭和 52 年 04 月 28 日厚生省告示第 103 号)
- ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について(昭和 52 年 04 月 28 日衛発第 392 号)
- ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について(昭和 52 年 04 月 28 日衛情第 14 号)